

市民の皆様へ

本日、国から「緊急事態宣言」が出されました。

これは、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき、7都府県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県)において、5月6日までの期間、外出自粛の要請や施設の使用制限、イベントの中止などが要請されるという内容です。

緊急事態宣言の対象となった地域では、感染が急速に拡大し、感染経路を把握できないケースが増加しているため、市民の皆様には、これらの地域への外出・出張は原則として控えてください。

やむを得ず出かけられる場合には、密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を避け、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底とともに、検温などの健康チェックを行ってください。

また、これらの都府県から帰られた後には、不要不急の外出は避け、発熱や体調不良の症状があるときは自宅で待機し、倦怠感、呼吸困難の症状がある場合などには、早急に「帰国者・接触者相談センター」へ相談をお願いします。

なお、愛知県及び岐阜市周辺、富山市においても感染拡大が見られますので、今回の7都府県に準じた対応をお願いします。

市においては、引き続き、感染予防に取り組むとともに、緊急事態宣言の本市への影響を十分に注視して、市民生活への影響を考慮した対策等を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年4月7日

飛驒市長 都竹 淳也